

記入例

- 協議離婚の記入例です。裁判離婚の場合は、異なりますのでお問合せください。
- 夫婦の一方または双方が外国人の場合は、お問合せください。

【必要なもの】
 ・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
 ※窓口で本人確認ができなかった方には、後日、郵便で離婚届が出されたことを通知します。

離婚届

令和 6年 3月 1日 届出

佐賀県鳥栖市長 殿

受理	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日
第 号		第 号	
送付	令和 年 月 日	長印	
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調書の原本
 審判離婚のとき一審判書の原本と確定証明書
 和解離婚のとき一和解調書の原本
 認諾離婚のとき一認諾調書の原本
 判決離婚のとき一判決書の原本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名印	証人の名前 及び生年月日	証人の名前 及び生年月日
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	証人の住所 番地 番号	証人の住所 番地 番号
本籍	証人の本籍 番地 番	証人の本籍 番地 番

成人二人の証人が必要です。必ず証人本人が自署してください。
 ※押印は任意

未成年の子があるとき、夫・妻いずれかの親権とするか、子の氏名を書いてください。

親権者を決めるだけでは、子の氏と戸籍に変動はありません。子を親権者（父または母）の戸籍に入籍させる場合は、別途手続きが必要ですので、お問合せください。

婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。
 ※押印は任意

(1) 氏名	夫 鳥栖 太郎	妻 鳥栖 花子
生年月日	昭和60年 5月 5日	平成元年 3月 3日
住所	佐賀県鳥栖市〇〇一丁目 2番 3号	佐賀県鳥栖市□□ 678番 号
本籍	佐賀県鳥栖市◎◎三丁目1番 番	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏	夫が親権を行う子 鳥栖次郎 鳥栖春子	妻が親権を行う子
同居の期間	令和元 年 6月 から	令和5 年 1月 まで
同居する前の住所	佐賀県鳥栖市〇〇一丁目2番 3号	
同居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名押印	夫 鳥栖 太郎	妻 鳥栖 花子
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	

婚姻の際に氏が変わった人は、従前の氏に戻ります。
 記入例は、「妻が夫と婚姻する前の氏に戻って自分で新しい戸籍を作る」場合です。
 「妻が夫と婚姻する前の氏・戸籍に戻る時」は「もとの戸籍にもどる」を選び、もどる戸籍と筆頭者を記入してください。
 離婚後も婚姻中の氏を称する場合には、記入は不要です。別に『離婚の際に称していた氏を称する届』が必要となります。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/ND/1/minji07_00194.html）にも掲載されています。

面会交流、養育費の分担について、取り決めの有無を記入してください。

届間に連絡が取れる番号を記入してください。

連絡先
 電話() 番
 自宅・勤務先・呼出 方